

技術者等の兼務要件の緩和について

庄原市役所 総務部 管財課

表題のことにつきまして庄原市では、各事業者における入札への参加を促進するため、技術者等の兼務要件の緩和について、現行では災害復旧工事に限った措置としていたものを、工事全般に拡大することを基本とし、下記表1、表2のとおり主任技術者及び現場代理人に係る緩和措置を改正しますので、ご承知おきください。(広島県が実施している内容と同様にするものです。)

記

<表1>主任技術者の兼務について

請負金額 (税込)	緩和前	緩和後 (現在の特例措置)	改正後 (R8.4以降適用)
1億円 (2億円)	兼務不可	兼務不可	2件以内 密接な関係があり、同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所で施工するもの ※監理技術者の場合は不可
4,500万円 (9,000万円)	2件以内 密接な関係があり、同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所で施工するもの ※監理技術者の場合は不可	2件以内 密接な関係があり、同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所で施工するもの ※監理技術者の場合は不可	2件以内 工事現場間が一日の勤務時間内に巡回可能な距離であるもの等(専任特例1号を満たすこと)
500万円 (1,500万円)	3件以内 災害復旧工事を2件以上含めば、最大5件まで	3件以内 災害復旧工事を除く	兼務制限なし
	兼務制限なし	兼務制限なし	

※請負金額の0内は建築一式工事の場合

<表 2>現場代理人の兼務について

請負金額 (税込)	緩和前	緩和後 (現在の特例措置)	改正後 (R8.4以降適用)
1億円 (2億円)	兼務不可	兼務不可	2件以内 密接な関係があり、同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所で施工するもの ※監理技術者の場合は不可
4,500万円 (9,000万円)	2件以内 同一の主任技術者による管理が認められた公共工事に限る ※監理技術者の場合は不可	2件以内 同一の主任技術者による管理が認められた公共工事に限る ※監理技術者の場合は不可	
	3件以内 現場をおおむね10分以内で移動可能な災害復旧工事は除く	3件以内 災害復旧工事を除く	5件以内 庄原市内の公共工事に限り、災害復旧工事を除く

※請負金額の()内は建築一式工事の場合

【参考】

監理技術者の兼務に係る事項、営業所技術者等及び経營業務の管理責任者の現場配置に係る事項については、これまで市独自でこれを制限する措置を行っていないため、建設業法の改正により施行されている事項が適用されることとなります。

今回参考までに、既に施行されている監理技術者等の緩和措置に関する事項について、下記表3、表4のとおり示しますので、併せてご確認ください。

<表 3>監理技術者の兼務について

請負金額 (税込)	既に施行されている事項
2億円 (設計金額・税込)	兼務不可
1億円 (2億円)	2件以内 それぞれの工事現場に監理技術者補佐を専任配置すること等 (専任特例2号を満たすこと)
	2件以内 工事現場間が一日の勤務時間内に巡回可能な距離であるもの等 (専任特例1号を満たすこと)

※請負金額の()内は建築一式工事の場合

<表4> 営業所技術者等及び経營業務の管理責任者の現場配置について

請負金額 (税込)	既に施行されている事項
1 億円 (2 億円)	現場配置不可
4,500 万円 (9,000 万円)	<p style="text-align: center;">1 件以内</p> 配置する営業所(経營業務の管理責任者の場合は主たる営業所)で請負契約を締結、配置する営業所と工事現場との間が、一日の勤務時間内に巡回可能な距離であること等
	<p style="text-align: center;">制限なし</p> 配置する営業所(経營業務の管理責任者の場合は主たる営業所)で請負契約を締結、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること等

※請負金額の0内は建築一式工事の場合

なお、<表1>～<表4>については、紙面の都合上、緩和後(改正後…R8.4以降適用)の内容を一部省略して記していますので、その詳細事項については、**別紙**を参照してください。

不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目 10 番1号
 庄原市役所 総務部 管財課 契約係
 担当者:加藤
 TEL 0824-73-1203(直通)
 E-Mail:keiyaku@city.shobara.lg.jp

技術者等の兼務要件の改正について(詳細資料)

<表1> 主任技術者の兼務について

請負金額 (税込) ※1	改正後(R8.4以降適用)
1億円 (2億円)	<p style="text-align: center;">2件以内</p> <p>次の条件を全て満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庄原市内で、各工事現場間の間隔が10km程度以内であること ・ 互いに密接な関係(※2)がある公共工事であること (監理技術者を配置した工事での兼務は不可)
4,500万円 (9,000万円)	<p style="text-align: center;">2件以内</p> <p>次の条件を全て満たすこと(専任特例1号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事現場間が、一日の勤務時間内に巡回可能な距離で、かつ工事現場において災害・事故その他の事象が発生した場合に、工事現場間の移動時間がおおむね2時間以内であること ・ 下請次数が3を超えないこと ・ 連絡員(土木一式工事又は建築一式工事の場合は、1年以上の当該業務の実務経験を有する者)を工事現場に配置すること ・ 工事現場の施工体制を情報通信技術(CCUS等)を利用する方法により確認するための措置を講じていること ・ 人員配置計画書を作成し、各工事現場及び営業所に備え置くこと ・ 工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器(スマートフォンやタブレット端末等)が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること ・ 上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける専任特例1号に係る条件を満たすこと。
	兼務制限なし

※1 請負金額の()内は建築一式工事の場合

※2 密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事(資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合を含む。)をいう。

この兼務制限の件数は、最終的に配置される工事件数の合計であり、兼務する全ての工事が表中の適用金額未満であることを要する。

<表2>現場代理人の兼務について

請負金額 (税込) ※1	改正後(R8.4以降適用)
4,500万円 (9,000万円)	<p style="text-align: center;">2件以内</p> <p>次の条件を全て満たす場合に限る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庄原市内で、各工事現場間の間隔が10km程度以内であること ・互いに密接な関係(※2)がある公共工事であること (監理技術者を配置した工事での兼務は不可)
	<p style="text-align: center;">5件以内</p> <p>庄原市内の公共工事に限る ※災害復旧工事を除く(※3)</p>

※1 請負金額の()内は建築一式工事の場合

※2 密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事(資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合を含む)をいう。

※3 兼務制限の件数から除く災害復旧工事に係る主任技術者等については、他の工事の現場代理人と兼務する場合に行っている発注者双方の兼務承認の手続を不要とする。

この兼務制限の件数は、最終的に配置される工事件数の合計であり、兼務する全ての工事が表中の適用金額未満であることを要する。

【以下参考】

監理技術者の兼務に係る事項、営業所技術者等及び経營業務の管理責任者の現場配置に係る事項については、これまで市独自でこれを制限する措置を行っていないため、建設業法の改正により施行されている事項が適用されることとなります。

今回参考までに、既に施行されている監理技術者等の緩和措置に関する事項について、下記表3、表4のとおり示しますので、併せてご確認ください。

<表3> 監理技術者の兼務について

請負金額 (税込) ※1	既に施行されている事項
2億円	兼務不可
(設計金額・税込)	<p>2件以内</p> <p>次の条件を全て満たすこと（専任特例2号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの工事現場に監理技術者補佐を専任配置すること ・庄原市内で、各工事現場間の間隔が10km程度以内であること ・監理技術者が施工に係る主要会議に参加し、また、現場巡回及び主要工程の立会等の職務を適正に遂行すること ・監理技術者と監理技術者補佐との間で常時の連絡が取れる体制であること ・監理技術者補佐の担う業務等について明らかにすること ・上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける専任特例2号に係る条件を満たすこと。
1億円 (2億円)	<p>2件以内</p> <p>次の条件を全て満たすこと（専任特例1号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事現場間が一日の勤務時間内に巡回可能な距離で、かつ工事現場において災害・事故その他の事象が発生した場合に、工事現場間の移動時間がおおむね2時間以内であること ・下請次数が3を超えないこと ・連絡員（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、1年以上の当該業務の実務経験を有する者）を工事現場に配置すること ・工事現場の施工体制を情報通信技術（CCUS等）を利用する方法により確認するための措置を講じていること ・人員配置計画書を作成し、各工事現場及び営業所に備え置くこと ・工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォンやタブレット端末等）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること ・上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける専任特例1号に係る条件を満たすこと。

※1 請負金額の()内は建築一式工事の場合

この兼務制限の件数は、最終的に配置される工事件数の合計であり、兼務する全ての工事が表中の適用金額未満であることを要する。

<表 4> 営業所技術者等(※1)及び経營業務の管理責任者の現場配置について

請負金額 (税込) ※2	既に施行されている事項
1 億円 (2 億円)	<p style="text-align: center;">現場配置不可</p> <p style="text-align: center;">1 件以内</p> <p>次の条件を全て満たす場合に限る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置する営業所（経營業務の管理責任者の場合は主たる営業所）で請負契約を締結 ・配置する営業所と工事現場との間が、一日の勤務時間内に巡回可能な距離で、かつ工事現場において災害・事故その他の事象が発生した場合における当該工事現場と当該営業所との間の移動時間がおおむね 2 時間以内であること ・下請次数が 3 を超えないこと ・連絡員（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、1 年以上の当該業務の実務経験を有する者）を当該営業所及び工事現場に配置すること ・工事現場の施工体制を営業所技術者等又は経營業務の管理責任者が情報通信技術（CCUS 等）を利用する方法により確認するための措置を講じていること ・人員配置計画書を作成し、工事現場及び営業所に備え置くこと ・当該営業所から当該工事現場の状況確認のために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォンやタブレット端末等）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること ・上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける営業所技術者等に係る条件を満たすこと <p>※監理技術者としての配置は特定営業所技術者に限る (営業所技術者及び経營業務の管理責任者は不可)</p>
4,500 万円 (9,000 万円)	<p style="text-align: center;">制限なし</p> <p>次の条件を全て満たす場合に限る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置する営業所（経營業務の管理責任者の場合は主たる営業所）で請負契約を締結 ・工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接 ・当該営業所との間で常時連絡が可能

※1 営業所技術者等とは、営業所技術者（一般建設業者が営業所ごとに置く技術者）及び特定営業所技術者（特定建設業者が営業所ごとに置く技術者）をいう。

※2 請負金額の()内は建築一式工事の場合